

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年4月1日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第16号

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

恵庭市都市計画税条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第6条（略）	第1条～第6条（略）
附 則	附 則
1～3（略）	1～3（略）
（法附則第15条第38項の条例で定める割合）	（法附則第15条第37項の条例で定める割合）
4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	4 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
（法附則第15条第42項の条例で定める割合）	（法附則第15条第41項の条例で定める割合）
5 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。	5 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
6～14（略）	6～14（略）
15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
16（略）	16（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。